

# 令和 5 年(ネ)第 10040 号 知的財産高等裁判所大合議判決に関する専門調査報告書

Gemini Deep Research

## 1. はじめに

本報告書は、知的財産高等裁判所令和 5 年(ネ)第 10040 号損害賠償請求控訴事件、通称「豊胸用組成物」事件に関する詳細な調査結果をまとめたものです。本件は、株式会社東海医科が、医師である被控訴人 Y に対し、特許権（特許第 5186050 号）に基づき損害賠償を請求した訴訟の控訴審であり、知的財産高等裁判所において大合議事件として審理されました<sup>1</sup>。特許の対象は、自己由来の血漿、塩基性線維芽細胞増殖因子（b-FGF）、及び脂肪乳剤の 3 つの成分を含有する豊胸用組成物です<sup>1</sup>。控訴人は、被控訴人が経営する美容クリニックで提供される血液豊胸術に用いられる薬剤の製造が、自身の特許権を侵害するとして損害賠償を求めています<sup>1</sup>。

本件が一審の東京地方裁判所において特許権侵害が認められず、控訴が提起された後、知的財産高等裁判所が大合議事件として指定した事実は、本件が知的財産法、特に医療行為に関連する発明の特許性や特許権の効力範囲に関して重要な法的問題を提起していることを示唆しています<sup>1</sup>。大合議判決は、知的財産に関する重要な判例を形成する可能性が高く、今後の関連訴訟や特許戦略に大きな影響を与えることが予想されます<sup>3</sup>。

## 2. 判決の詳細な分析

### ● 2.1. 判決要旨

知的財産高等裁判所大合議は、原判決を覆し、被控訴人が自己由来の血漿、塩基性線維芽細胞増殖因子（b-FGF）、及び脂肪乳剤の 3 つの成分を同時に含む薬剤を調合して投与したと認定しました<sup>4</sup>。これは、原判決の事実認定とは異なる判断です。さらに、本件特許発明に係る豊胸用組成物は、豊胸のために使用されるものであり、その主たる目的は審美にあると判断されました<sup>4</sup>。

この判断に基づき、裁判所は、現在の社会通念に照らして、当該組成物は特許法 69 条 3 項に規定される「人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物」には該当しないと結論付けました<sup>4</sup>。その結果、特許法 69 条 3 項の適用要件である「二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物）を混合することにより製造されるべき医薬の発明」にも該当しないとされました<sup>4</sup>。これにより、成分①②と③を別々に投与した場合の特許権侵害の成否という、当初注目されていた論点は、被控訴人が同時に混合して投与したと認定されたため、判断の必要がなくなりました<sup>4</sup>。

原判決の判断が覆されたことは、事実認定の重要性を示すものです。特許侵害の成

否は、特許発明の構成要件が対象となる行為に全て含まれるかどうかにより大きく左右されます。本件では、成分の同時投与という事実認定の変更が、最終的な法的結論を大きく左右しました。また、裁判所が豊胸用組成物の主たる目的を審美にあると明確に認定したことは、特許法 69 条 3 項の適用範囲を検討する上で重要な要素となりました。この判断は、同条項が定める医療行為の免責規定が、必ずしも美容医療にまで及ばない可能性を示唆しています。

## ● 2.2. 判決全文の分析

判決全文は PDF ファイルとして公開されています<sup>3</sup>。断片的な情報からは、日本弁護士連合会が提出した意見書の内容が判決に影響を与えた可能性が示唆されます。同意見書では、特許発明の組成物の「生産」に当たる複数の薬剤の混合行為は、医療現場における手術や治療といった医療行為よりも前に行われるべきであり、医師が特許権侵害を恐れながら医療行為を行わざるを得ない状況は生じないと主張されています<sup>6</sup>。

しかしながら、同意見書は、本件発明の組成物が患者から採取された血液を原料として「生産」され、同じ患者の皮下に注入して「使用」されるという、一連の行為が医師による医療行為（医業）に不可欠であるとも指摘しています<sup>6</sup>。一方、大阪弁護士会が提出した意見書は、医療関連行為に対する医療関連発明の特許権行使の可能性について、医師が判断に迷うことのないよう、明確な判断基準の必要性を強調しています<sup>7</sup>。また、同意見書は、特許法における「生産」の解釈について、過去の判例では素材に何らかの手を加えることが必要とされていた点にも言及しています<sup>7</sup>。

これらの意見書の存在は、本件が単なる特許侵害の成否だけでなく、医療行為と特許権の衝突という、より根源的な問題を扱っていることを示しています。裁判所は、これらの意見を踏まえ、特許権の保護と医療行為の自由とのバランスをどのように取るべきかという難しい判断を下したと考えられます。特に、「生産」の概念をどのように捉えるか、そして美容医療を特許法上の医療行為と同一視するか否かが、判決の重要なポイントになったと推測されます。

## 3. 法律の根拠と主要な争点

### ● 3.1. 関連する法律

#### ○ 3.1.1. 特許法第 29 条第 1 項（産業上の利用可能性）

特許法第 29 条第 1 項は、産業上利用することができる発明をした者は、一定の例外を除き、その発明について特許を受けることができると規定しています<sup>2</sup>。特許庁の審査基準では、「人間を手術、治療又は診断する方法の発明」は、医師が行うべき医療行為であり、これに特許が付与されると医療の円滑な実施を妨げる可能性があるため、産業上の利用可能性がないものとして特許の対象

から除外されています<sup>6</sup>。しかし、「物の発明」である医療機器や医薬品は、一般的に産業上の利用可能性が認められています<sup>6</sup>。本件の主要な争点の一つは、採血と投与という医療行為を伴う豊胸用組成物が、産業上利用可能な発明と認められるかどうかでした<sup>2</sup>。大阪弁護士会の意見書では、美容整形外科における医療関連発明の特許性について、美容整形が健康の維持回復に直接的に寄与するかどうかを考慮した上で、特許性を認めるべきか否かについて議論がなされています<sup>2</sup>。

医療行為の方法自体が特許の対象とならないのは、患者のアクセスや医療従事者の自由な診療を優先するためという政策的な判断に基づいています。医療行為に特許が付与されれば、緊急手術の際に特許権者の許諾を得る必要が生じるなど、医療現場に混乱を招く可能性があります。本件において、豊胸用組成物が「物」の発明として特許されている一方で、その実施には医師による医療行為が不可欠であるという点が、産業上の利用可能性の判断を複雑にしました。裁判所は、この点を踏まえ、組成物の目的が主として審美にあるという事実を重視したと考えられます。

#### ○ 3.1.2. 特許法第 69 条第 3 項（医療行為の免責）

特許法第 69 条第 3 項は、「二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。）を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。」と規定しています<sup>2</sup>。この規定は、医薬品やその混合方法の発明が特許の対象となったことに伴い、医師や薬剤師が患者の治療に必要な調剤行為を自由に行えるように設けられました<sup>6</sup>。本件では、医師である被控訴人が行った豊胸用組成物の調製行為が、この免責規定に該当するかどうか重要な争点となりました<sup>2</sup>。裁判所は、豊胸用組成物の主たる目的が審美にあるため、「人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物」には該当しないとし、同条項の適用を否定しました<sup>4</sup>。大阪弁護士会の意見書では、処方箋なしに混合薬剤を製造する行為が同条項の要件を満たすかどうか議論され、同条項の趣旨を類推適用する法的構成も検討されています<sup>7</sup>。

特許法 69 条 3 項の趣旨は、医師等が処方箋に基づいて行う調剤行為について、特許権侵害の成否を判断することが困難であるという点と、薬剤師等の調剤者が処方箋に従うしかないという立場を考慮したものです。また、処方箋による調剤行為は国民の健康回復に不可欠であるという側面も考慮されています<sup>6</sup>。本判決は、この免責規定の適用範囲を、疾病の診断、治療、処置、予防という本来の医療行為に限定し、美容医療には原則として適用されないという解釈

を示唆するものと言えます。

### ○ 3.1.3. その他の関連する特許法の条文

特許法第2条第1項は、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しており<sup>10</sup>、第29条の産業上の利用可能性の要件はこの定義と密接に関連しています<sup>10</sup>。特許法第1条は、発明の保護及び利用を通じて産業の発達に寄与することを目的としており<sup>10</sup>、これが産業上の利用可能性要件の根拠となります。特許法第101条は間接侵害について規定しており<sup>19</sup>、本件においても関連する可能性がありました。また、特許法第102条は侵害における損害賠償の算定について規定しています<sup>3</sup>。

裁判所は、本件の豊胸用組成物が特許法上の「発明」の定義を満たすか、そしてその利用が産業の発達に寄与するかどうかを検討したと考えられます。特に、美容医療という分野が特許法上の「産業」に該当するのか、そしてその発明の利用が社会的に適切であるのかという点が考慮された可能性があります。

## ● 3.2. 争点

本件訴訟における主要な争点は以下の3点でした<sup>2</sup>:

1. 本件特許発明の組成物を生産するには被施術者から採血する必要があり、また、この組成物は被施術者に投与されることが予定されている。このように前後に医療行為を予定する本件特許発明は、「産業上利用することができる発明」（特許法29条1項柱書）に該当せず、特許の対象とされるべきではないため、特許は無効であるかどうか。
2. 特許法69条3項の規定により、医師である被控訴人が上記①～③の成分が同時に含まれる薬剤を調合する行為に、特許権の効力は及ぶかどうか。
3. 被控訴人が上記①～③の成分を別々に被施術者に投与し、これらの成分が体内で混ざり合った場合に、被控訴人に特許権侵害が成立するかどうか（この争点は大合議判決により判断の必要がなくなりました）。

大阪弁護士会は、意見書において、医療関連発明に対する特許付与の範囲と、医療関連行為に対する特許権の効力範囲が争点であると指摘しています<sup>7</sup>。日本弁護士連合会は、特許付与を通じてより優れた医療技術を発明するインセンティブの保護と、特許権侵害のおそれがあるとして医療現場で医師の医療行為を委縮させないことへの配慮のバランスが重要であると意見を述べています<sup>6</sup>。これらの争点は、特許制度が医療分野、特に美容医療という特殊な領域に適用される際の課題を示しています。発明の保護による技術革新の促進と、医療行為の自由、そして患者のアクセスという、複数の重要な価値が衝突する可能性があり、裁判所はこれらのバランスを考慮した判断を下す必要がありました。

## 4. 専門家による法的見解

### ● 4.1. 判例評釈



ある法律事務所の速報記事<sup>4</sup>では、原判決が覆されたこと、そして裁判所が組成物の審美目的を理由に特許法 69 条 3 項の適用を否定したことが指摘されています。また、成分の個別投与に関する論点が判断不要になったことにも触れられています<sup>4</sup>。別の法律事務所のブログ<sup>1</sup>では、本件が医療行為や医薬品に関する技術的な問題が争点であるため、知的財産高等裁判所が大合議事件として指定したことが述べられています。日本弁護士連合会の意見<sup>23</sup>は、医療技術の進歩を促す特許の重要性と、医療現場における医師の萎縮を防ぐ必要性の両面に言及しています。西村あさひ法律事務所のセミナー情報<sup>24</sup>において、本件が重要な知財判例の一つとして紹介されていることは、法曹界における本判決の注目度の高さを物語っています。これらの専門家による見解は、本判決が手続き的な結果（原判決の覆し）だけでなく、実体法的な解釈、特に特許法 69 条 3 項の適用範囲に関して重要な判断を示したことを示唆しています。美容医療という分野における特許権の行使について、今後の法的議論に影響を与える可能性が高いと言えるでしょう。

#### ● 4.2. 既存の判例への貢献

大阪弁護士会の意見書<sup>7</sup>では、2002 年の東京高裁判決（外科手術の光学的表示事件）が引用されており、医療関連発明の特許性に関する議論が過去にも存在していたことが示唆されます。また、同意見書は、過去の判例における「生産」の解釈についても議論しています<sup>7</sup>。西村あさひ法律事務所のセミナー情報<sup>24</sup>で本件が他の重要な知財判例と並んで紹介されていることは、本判決が日本の特許法判例における重要な一例として位置づけられることを示唆しています。本判決は、医療または美容に関連する発明の特許性、特に「産業上の利用可能性」の解釈と医療行為免責の範囲に関して、既存の判例に新たな解釈を加える可能性があります。特に、審美目的の医療行為が特許法上の医療行為として扱われるか否かという点は、今後の判例の積み重ねによってより明確になっていくと考えられます。

### 5. アミカス・キュリエの役割

#### ● 5.1. 意見書の内容

大阪弁護士会が提出した意見書<sup>7</sup>は、知的財産保護と医療へのアクセス確保、そして医療従事者の活動の自由をいかに両立させるかという観点から、詳細な法的分析を行っています。同意見書は、美容整形外科という特殊な分野における特許法 29 条と 69 条 3 項の解釈について深く掘り下げ、特許法が目指す目的、医療行為への潜在的な影響、そして美容整形外科の現代社会における意義などを考慮し、特許性および権利行使の範囲について賛否両論の議論を展開しています<sup>7</sup>。また、「生産」の定義や、特許付与段階での規制（アップストリーム規制）と権利行使段階での規制（ダウンストリーム規制）という考え方にも言及しています<sup>7</sup>。

日本弁護士連合会も意見書<sup>6</sup>を提出し、優れた医療技術の発明を奨励する特許制度の重要性を認めつつ、特許侵害への懸念が医療現場における医師の活動を萎縮させることのないよう配慮する必要性を強調しています。患者が安心して質の高い医療を受けられることが最も重要であり、そのためには明確な司法判断の基準が必要であると主張しています。

別の知的財産高等裁判所大合議事件（令和4年(ネ)第10046号）に関する情報<sup>25</sup>では、域外適用に関するアミカスブリーフの存在が示唆されており、知的財産高等裁判所が重要な知的財産事件において第三者の意見を積極的に求めていることがわかります。

これらの意見書は、本件が単なる二当事者間の紛争ではなく、医療と特許という広範な社会的な問題に関わるものであるという認識を裁判所に提供したと考えられます。特に、弁護士会という専門家団体からの意見は、法律解釈や政策的な視点において、裁判所の判断に影響を与える可能性があります。

## ● 5.2. 意見書の影響

判決全文や裁判所の見解を参照しない限り、アミカスブリーフが本判決に与えた具体的な影響を断定することは困難です。しかし、裁判所がこれらの意見を求めたという事実自体が、これらの意見が審理において一定の役割を果たした可能性を示唆しています。特に、医療行為の特殊性や、特許権の行使が医療現場に与える影響といった、倫理的・社会的な側面に関する意見は、裁判所の判断を形成する上で重要な要素となったかもしれません。裁判所が、治療や疾病予防を目的とする医療行為と、審美を主目的とする美容医療とを区別した判断は、アミカスブリーフで議論されたような、医療行為の範囲に関する考察を反映している可能性も考えられます。

## 6. 広範な反応と影響

### ● 6.1. 法曹界の反応

別の知的財産高等裁判所大合議判決（ダウンゴ事件）に関する議論<sup>26</sup>は、法曹界が知的財産高等裁判所の大合議判決に高い関心を持っていることを示しています。本件も、西村あさひ法律事務所のセミナー<sup>24</sup>で重要な知財判例として取り上げられていることから、法曹界において注目されていることがわかります。これらの反応は、本判決が医療および美容医療の分野における特許法の適用範囲に関する重要な先例となる可能性があるという認識を法曹界が持っていることを示唆しています。弁護士や弁理士といった専門家は、本判決の具体的な内容やその法的根拠、そして今後の実務への影響について詳細な分析を進めていると考えられます。

### ● 6.2. 一般メディアの反応

提供された情報からは、本判決に対する一般メディアの具体的な反応は確認できませんでした。しかし、豊胸という美容医療のテーマや、医療行為の特許という社会

的に関心の高い問題を含んでいるため、報道機関によっては本判決を取り上げている可能性も考えられます。もし報道されている場合、その内容は、美容医療業界への影響、医療費や医療へのアクセスに関する議論、あるいは特許制度と医療行為の倫理的な側面に関するものなどが考えられます。

## 7. 結論と今後の展望

### ● 7.1. 判決の意義

本判決は、特許法 69 条 3 項の解釈、特に美容医療という文脈における同条項の適用範囲に関して重要な意義を持つと考えられます。裁判所が、豊胸用組成物の主たる目的が審美にあることを理由に、同条項の医療行為免責を適用しないと判断したことは、今後の同様のケースにおける重要な先例となる可能性があります。この判断は、疾病の治療や予防を目的とする医療行為と、主として審美を目的とする美容医療とを、特許法の観点から区別する考え方を示唆しています。また、原判決の事実認定が覆されたことは、特許侵害訴訟における事実認定の重要性を改めて示すものです。本判決は、特許法 69 条 3 項の適用範囲を、従来解釈よりも狭める可能性があり、特に美容医療分野における特許権の行使に新たな道を開くかもしれません。

### ● 7.2. 判決の影響

本判決は、当事者である医師 Y に対して損害賠償責任が生じる可能性が高いことを意味します。より広範な影響としては、美容医療に関連する特許出願に対する審査がより厳格化される可能性や、特許権者がそのような特許権の行使をより積極的に行うようになる可能性が考えられます。特許された組成物や方法を用いる美容医療を提供する医療従事者は、今後、特許侵害訴訟のリスクに注意する必要があるかもしれません。また、本判決は、美容医療分野における技術革新を促進するインセンティブとなる可能性も考えられます。

### ● 7.3. 今後の展望

本判決は、医療および美容医療における特許のあり方、そして医療行為免責の範囲について、さらなる議論を呼び起こす可能性があります。将来的には、特許庁による審査基準の改定や、関連する法律の改正といった動きにつながるかもしれません。また、今後の裁判例において、治療目的の医療行為と審美目的の医療行為の区別がより明確にされていくことが予想されます。本判決は、美容医療業界における知的財産戦略にも影響を与え、特許の取得や権利行使がより活発になる可能性があります。

## 主要なポイント

- 知的財産高等裁判所大合議は、豊胸用組成物に関する特許侵害訴訟において、原判

決を覆し、特許権侵害を認めました。

- 裁判所は、豊胸用組成物の主たる目的が審美にあるとし、特許法 69 条 3 項の医療行為免責を適用しませんでした。
- 本判決は、美容医療と治療医療を特許法の観点から区別する可能性を示唆しています。
- 本件は、医療分野、特に美容医療における特許保護の範囲に関する議論を深める可能性があります。
- 弁護士会によるアミカスブリーフは、医療行為の自由と特許権保護のバランスという重要な視点を裁判所に提供しました。
- 本判決は、今後の美容医療業界における特許戦略や訴訟に影響を与える可能性があります。

## 貴重な表

### 1. 表 1: 令和 5 年(ネ)第 10040 号 大合議判決の主要な側面

側面	説明
事件名	令和 5 年(ネ)第 10040 号 損害賠償請求控訴事件
特許発明の名称	皮下組織および皮下脂肪組織増加促進用組成物 (特許番号：第 5186050 号)
主要な争点	産業上の利用可能性、特許法 69 条 3 項の適用
判決の要旨	原判決を覆し、被控訴人の行為が特許侵害に当たると認定。豊胸用組成物の主目的は審美であり、特許法 69 条 3 項の適用なし。
関連する法律	特許法第 29 条第 1 項、特許法第 69 条第 3 項



アミカスブリーフの主な内容	医療行為の自由と特許権保護のバランスの重要性、明確な判断基準の必要性
法曹界の反応	重要な知財判例として注目
一般メディアの反応	(情報なし)
判決の意義	美容医療における特許法 69 条 3 項の適用範囲に関する重要な先例となる可能性
今後の展望	美容医療関連の特許訴訟の増加、関連法規や審査基準の見直しの可能性

## 引用文献

1. 新たな知財高裁大合議事件, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://yorozuipsc.com/blog/1390218>
2. 知財高裁が新しい大合議事件を指定 — 体外と体内の狭間 - 「医薬系 "特許的" 判例」 ブログ, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.tokkyoteki.com/2025/01/r5-ne-10040-daigogi.html>
3. 大合議事件 | 知的財産高等裁判所, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g\\_panel/index.html](https://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel/index.html)
4. 知財高裁大合議判決令和 5 年(ネ)10040 【豊胸用組成物】 - NAKAMURA & PARTNERS, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal\\_updates\\_jp/%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E9%AB%98%E8%A3%81%E5%A4%A7%E5%90%88%E8%AD%B0%E5%88%A4%E6%B1%BA%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E3%83%8D10040%E3%80%90%E8%B1%8A%E8%83%B8%E7%94%A8%E7%B5%84%E6%88%90%E7%89%A9%E3%80%91/](https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E9%AB%98%E8%A3%81%E5%A4%A7%E5%90%88%E8%AD%B0%E5%88%A4%E6%B1%BA%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E3%83%8D10040%E3%80%90%E8%B1%8A%E8%83%B8%E7%94%A8%E7%B5%84%E6%88%90%E7%89%A9%E3%80%91/)
5. 1 募集要項 知的財産高等裁判所第 1 部に係属中の下記事件について, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2024/boshuuyoukou.pdf>
6. 知的財産高等裁判所令和 5 年 (ネ) 第 1 0 0 4 0 号損害賠償 - 日本弁護士連合会, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2024/240822\\_3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2024/240822_3.pdf)
7. 知的財産高等裁判所令和 5 年 (ネ) 第 1 0 0 4 0 号損害賠償請求 事件における第三者意見募集 - 大阪弁護士会, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2024/oba\\_spk-350.pdf](https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2024/oba_spk-350.pdf)
8. 特許法 | 条文 - 法令リード, 3 月 22, 2025 にアクセス、

- <https://hourei.net/law/334AC0000000121>
9. 医療行為と特許について, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/seisakubukai-01-shiryuu/tokkyo\\_6.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/seisakubukai-01-shiryuu/tokkyo_6.pdf)
  10. 第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性 (特許法第 29 条第 1 項柱書), 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/03\\_0100.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0100.pdf)
  11. 「産業上の利用可能性」とは - 弁理士法人シアラシア, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://siarasia.jp/patent/1502/>
  12. 医療行為に特許を受けることができますか? 医療行為の産業上利用可能性について | 知財 FAQ, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://chizai-faq.com/1\\_patent/5837](https://chizai-faq.com/1_patent/5837)
  13. 医療関連行為発明の特許法上の取扱いについて 資料 3, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/iryokou-wg/document/01-shiryuu/tokkyo\\_iryuu\\_siryuu3.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/iryokou-wg/document/01-shiryuu/tokkyo_iryuu_siryuu3.pdf)
  14. 産業上の利用可能性とは? - ライトハウス国際特許事務所, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.lhpat.com/software/patent/requirements2.html>
  15. SH5011 美容医療技術に関する特許侵害事件における第三者意見募集 後藤未来 / 清水ゆうか (2024/07/11) | 商事法務ポータル, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://portal.shojihomu.jp/archives/69347>
  16. 特許法 6 9 条, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://tokkyohou-no-sekai.jp/patent/patent1/4/1/69/main.htm>
  17. (1)特許法上の「発明」であること (特許法第 2 9 条第 1 項柱書) - 弁理士法人 三枝国際特許事務所, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.sae-gusa-pat.co.jp/commentary/patent/6321/>
  18. 知的財産法 (8) ・ ・ 特許要件 : 発明該当性と産業上利用可能性 (特許法第 29 条第 1 項柱書) - note, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://note.com/pattom/n/naeb07c4820d0>
  19. 牧野知彦「これまでの知財高裁大合議判決」(特許ニュース・2020 年 2 月 19 日号), 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.sakurazakalaw.tokyo/topics/pdf/2020/167.pdf>
  20. 目次, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<http://www.zoomin.co.jp/patbank/books/img/nichibeiou-mokuji-tougou.pdf>
  21. 序章 日米欧の訴訟手続 第一章 特許請求の範囲, 明細書の記載要件, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[http://www.zoomin.co.jp/patbank/books/img/nichibeiou2han\\_mokuji.pdf](http://www.zoomin.co.jp/patbank/books/img/nichibeiou2han_mokuji.pdf)
  22. 判例紹介・解説 | テーマ別 | IP 情報 - 青和特許法律事務所, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
<https://www.seiwapat.jp/ip/theme/precedent/>
  23. 知的財産高等裁判所令和 5 年 (ネ) 第 1 0 0 4 0 号損害賠償請求控訴事件における第三者意見募集に対する意見書 - 日本弁護士連合会, 3 月 22, 2025 にアクセス、  
[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240822\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240822_3.html)
  24. 高部眞規子元知的財産高等裁判所長と振り返る、最新の重要知財判例 | セミナー -

西村あさひ, 3 月 22, 2025 にアクセス、

<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/seminars/LF20250303>

25. ドワンゴ事件(令和 4 年(ネ) 第 10046 号)-大合議事件に指定 | IPStart 国際特許事務所, 3 月 22, 2025 にアクセス、<https://ipstart.jp/new-grand-panel-case/>

26. 【設楽】 ドワンゴ大合議判決について - 創英国際特許法律事務所法律部門, 3 月 22, 2025 にアクセス、<https://soei-law.com/law-topics/%E3%80%90%E8%A8%AD%E6%A8%82%E3%80%91%E3%83%89%E3%83%AF%E3%83%B3%E3%82%B4%E5%A4%A7%E5%90%88%E8%AD%B0%E5%88%A4%E6%B1%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/>